

償却資産にかかる固定資産税を納税されている 事業者様へお知らせ

台風第19号に係る被災代替償却資産の特例について

令和元年台風第19号により滅失又は損壊した償却資産に代わるものとして取得又は改良した償却資産に対しては、課税標準額を軽減する特例措置が適用されます。（地方税法第349条の3の4）この特例措置に該当する場合は、申告書類を提出してください。

1. 特例適用の要件

（1）対象者

台風第19号により滅失又は損壊した償却資産の所有者等

（2）対象資産（代替償却資産）

- ① 台風第19号により滅失又は損壊した償却資産に代わるものとして取得した償却資産（原則として、被災償却資産と種類が同一であり、使用目的又は用途が同一であると認められる代替償却資産に限ります。）
- ② 台風第19号により損壊した償却資産を修理又は改良を行った場合の改良費（資本的支出のみ）

（3）取得期限

災害発生日（令和元年10月12日）から令和6年3月31日までの間に取得又は改良されたもの

（4）適用期間と特例率

取得又は改良が行われた日後、最初に固定資産税を課することとなった年度から4年度分、課税標準となるべき価格の2分の1の額を軽減します。

※ 地方税法等の他の条項により、課税標準の特例措置が適用される場合には重ねて適用されません。

2. 申請時に提出していただく書類

◆ 必ず提出していただく書類

- ・ 被災代替償却資産特例申告書
- ・ 代替償却資産対照表
- ・ 被災償却資産が台風第19号により滅失又は損壊したことを証するもの
(台風第19号に係る更正決定通知書(写)又は減免決定通知書(写)、り災証明書(写)又は被災証明(写)等)
※ 佐野市へ償却資産の災害減免の申請をされた被災資産については提出不要です。

◆ 状況に応じて提出していただく書類

● 被災した場所が佐野市以外の場合に提出していただく書類

- ・ 平成31年度の償却資産の詳細が記載された書類
(平成31年度償却資産申告書及び種類別明細書(写)等)
※ 被災償却資産がわかるようにすること
- ・ 被災償却資産について代替償却資産を新たに取得した場合は、代替償却資産に対し最初に固定資産税を課する年度において、被災償却資産が償却資産課税台帳上登録されていないことを証する書類。(被災償却資産を除却又は売却等の処分をしたことが分かる書類(写)等)

● 平成31年1月2日から災害発生日(令和元年10月12日)の前日までの間に取得し、台風第19号で被災した場合に提出していただく書類

- ・ 災害発生日に被災地に所在、所有していたことを証する書類(納品書(写)等)
- ・ 被災償却資産を除却又は売却等の処分をしたことが分かる書類(写)等

● 代替償却資産の取得者が、旧資産の所有者の相続人である場合や、合併・分割承継により資産の所有者となった法人である場合に提出していただく書類

- ・ 【相続人の場合】…相続人であることを証する書類(戸籍謄本(写)等)
- ・ 【合併・分割承継法人の場合】…その法人であることを証する書類(登記事項証明書(写)等)

3. 申請方法

償却資産の申告書提出時に、申告書と合わせて上記の書類をご提出ください。

4. 提出先及びお問い合わせ先

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地 佐野市役所 資産税課
TEL0283-20-3009 FAX0283-21-2223